

平成29年 2月10日

埼玉県内LPガス充填所 各位

一般社団法人埼玉県LPガス協会

災害時におけるLPガス充填所の被災状況の報告体制について（お知らせ）

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。当協会の運営につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、経済産業省石油流通課より、熊本地震の教訓として避難所及び一般家庭等へのLPガスの安定供給を図るため、災害発生時にいち早くLPガス充填所の被災状況の報告を受けられるよう、報告体制の確立が求められました。

1月27日付文書にて通報要領（案）につきましてお知らせしておりましたが、このたび別添のとおり「LPガス災害時通報要領」について全国LPガス協会から通知がございましたので、災害発生時には本要領に基づき報告をよろしく願いいたします。

要領および報告書のファイルは埼玉県LPガス協会のホームページ

（アドレス：<http://www.saitamalpg.or.jp/>）の「LPガス事業者向け」コンテンツに掲載いたしましたので、そちらをご利用ください。

敬 具

※中核充填所関係者様へ

災害発生時に上記通報要領によってとりまとめた被害状況により、石油備蓄法に基づく「災害時石油ガス供給連携計画」実施の勧告文が経済産業省から中核充填所対して発出された場合は、「被災、支援要請・支援派遣可能に関する報告」は上記通報要領とは別に報告いただく必要があります。

以 上

（発送者：総務課 米田）